

# 小売電気事業の健全な競争を実現するための対策

## (内外無差別で安定的な電力取引を実現する仕組みの構築)

2023年8月8日

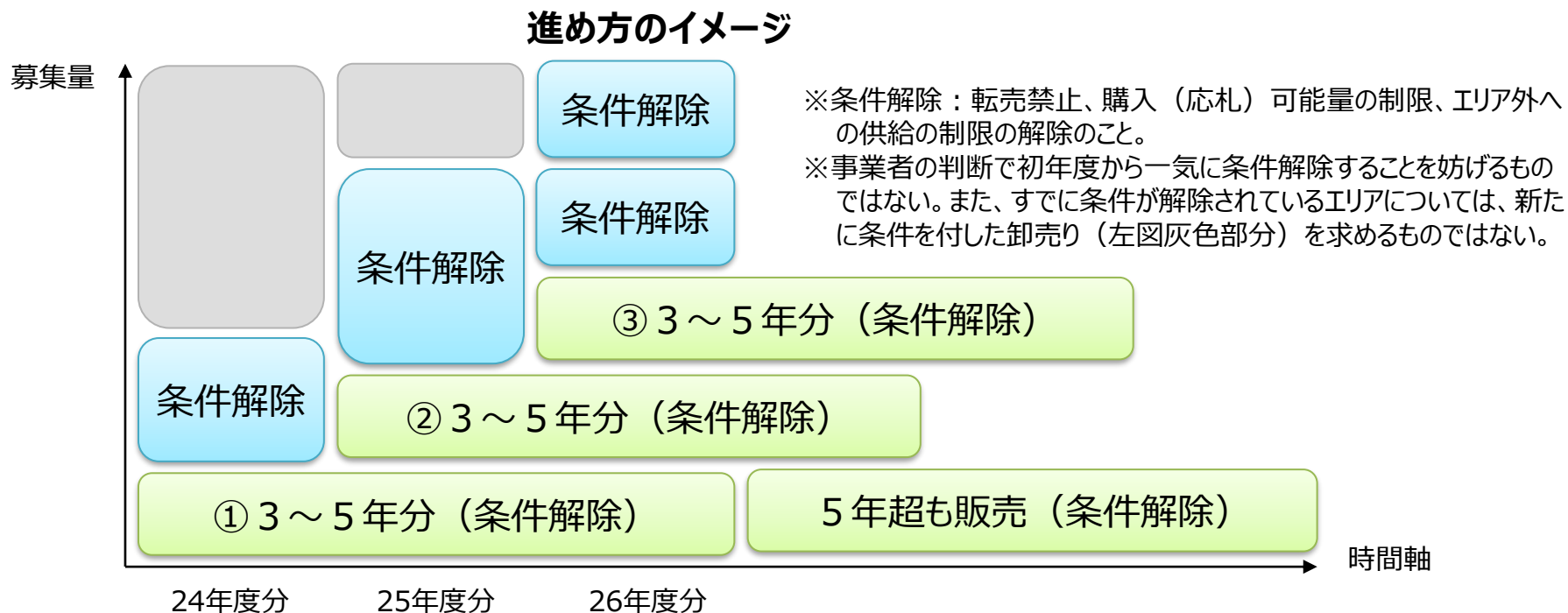
資源エネルギー庁

## 本日も議論いただきたい内容

- 小売電気事業の健全な競争を実現するための対策（内外無差別で安定的な電力取引を実現する仕組みの構築）に関連して、前回の電力・ガス基本政策小委員会（以下「小委員会」という。）においては、以下の内容について、方向性を提示し、議論を行ったところ。
  - 長期の卸取引を含むポートフォリオ形成の強化について、信用力の問題や長期契約の数量の目標量の提示などについて取り上げた。
  - 小売電気事業者間の競争をより促進する卸取引の条件設定に関連して、価格への影響等に関する考察を行った。
  - 上記の2つのポイントを踏まえ、**長期卸の販売と条件解除の進め方（段階的拡大）の具体的なイメージを提示した。**
- 前回の小委員会で提示した進め方のイメージを踏まえ、**旧一般電気事業者の発電部門及びグループの大手発電会社各社に対し、今後の卸売の方針について、回答を求め、ヒアリングを実施したところ。**本日は、その結果について、御紹介するので、**小売電気事業の健全な競争の実現や内外無差別の観点から、御意見をいただきたい。**
- なお、並行して、一連の不適切事案を踏まえ、小売電気事業の健全な競争を実現するための対応について、2023年7月14日付けで各社に対して指示を行ったところ。

# (参考) 長期卸の販売と条件解除の進め方 (段階的拡大)

- 今後、長期卸の販売・調達機会を拡大するに当たり、①当初から1回で超長期・全量販売すると、一部の特定事業者への長期ロックインが生ずる可能性があること、②買い手にとっても、複数回の取引機会がある方が、より戦略的・柔軟な調達行動が取れること、③監視委によるフォローアップ含め取引方法・内容の改良機会があることが望ましいこと、④ある程度の激変緩和が必要であること、等を考慮し、まず3～5年程度の長期卸を、1/3ずつ売出・取引機会を3回程度に分けて行うことで全量に達することが、妥当ではないか。
- この際、先述の諸条件の解除についても、この各回の卸売ごとに解除していくこととしてはどうか (長期卸の残余分も、少なくとも取引機会を2回以上に分け、少なくとも初年度は1/3以上は条件解除)。
- 上記の考え方から、下図を軸となるイメージとしつつ、各社ごとの前提条件やニーズの違いに応じて、販売タイミング、供給開始タイミング、量や期間の設定、販売方法等については、内外無差別を前提とした合理的な範囲かつ競争阻害的にならない形で、ある程度のバリエーション、柔軟性があることは妥当ではないか。



# (参考) 第63回小委員会 (2023年6月27日) 意見概要

## ● : 村松委員

- 長期卸取引の促進について、前回、量的な目標値を示される動きもあったので、どうかと思ったが、今回の資料を拝見するに、事業者の取組を促す、自発的な事業者に対して障害となるものを取り除くという方向を示されたので、そちらのほうがフィットすると思う。進め方だが、段階的な拡大というのは妥当だと思う。ただ、進捗に従い、その振り返り等、施策の妥当性を評価し、もし方向性が見直しが必要な事態があれば、そこは恐れずに一旦立ち止まってよく検討した上で進めてもらえればと思った。

## ● : 松橋委員

- 長期卸について、何回か前から重点的に話されているが、国家全体としてエネルギーの安全保障を高めるために長期契約を多くするといったことや、燃料・エネルギーをちゃんと確保するという観点があるかと思っているが、まだよく分からない。エネルギー事業者等の情報も時々聞かすが、彼らはむしろ権益を手放したりしている行動も見られる。それはカーボンニュートラルに向かうためにかなり多くの投資が必要であり、そのためには、全部の権益を握ったままだと、設備投資が十分できないので、いくつかの権益は手放し、浮いた資金を再エネの投資に向けたといった戦略を取っているところもある。エネルギー事業者の間でも長期の契約をする・しないという松村委員の前回のお話もあった。性質の違いもある。その中で国が長期の卸を促進するというのは、その全体構造の中で国がやるべきこと、旧一般電気事業者の燃料確保部隊がやるべきこと、ガス事業者がやるべきことなどがあるが、電気事業者も大から小まで様々ある中でどこを見て何をしようとしているのか、まだ十分理解できていないというのが正直なところ。
- その中で内外無差別を原則としてという話があったが、いろんな卸取引の情報が出てきており、価格に非常に差がある。内外無差別となっていないのか、それとも内外無差別に高くしているのか、自分で取引していないためよく分からないが、ともかく価格にすごく差がある。市場が混乱しているし、複

雑だから様子を見ているのかもしれないし、分からない。ただ、経済の基本原則からすると、無数に多くの供給と無数に多くの需要があれば、その需要曲線と供給曲線が交わったところで需給の交点が決まって、つまり需要側も供給側も価格を操作する能力がないプライステイカーとなり、社会厚生が最大化されることになる。しかし、特にこの場合は供給する人が非常に少ないわけで、常にどうしても価格を高くするというインセンティブが生じやすい構造になっている。だから、そもそも経済学が前提とする効率最大化というより、どちらかという独占・寡占の状態に近い状態が生じやすいと思う。その中で、それは一体どうやって、内外無差別でみんな高くすればそれでいいのかなど、いま一度そこをきちんと整理してもらいたい。それも経済厚生・社会厚生が損失するという、値段が上がって損失するというのを避けるというと、やはり相当の時間をかけて価格が落ち着いてくるところまで見守っていかないと、なかなかそうはならない。入札したからこれで内外無差別、それでいい、とはなかなかならないと思う。私は誰かを非難しているわけではなく、みんな民間事業者だから収益が欲しいに決まっているので、そのような状態で取引をすれば、当然少しでも高く売れるなら売れたほうがよい。そのため、非難することはできないので、そういう市場の構造になっている以上、それで問題があるのだとすれば、何か制度的に、入札だけではなくて、どのぐらいの利潤が適正なのか等を含めて、やはりそこを考える仕組みがなければ、この構造である以上、プライステイカーにはならないし、社会厚生を最大化というのはできないと思う。

## ● : 大石委員

- 内外無差別について今回も検討してもらったが、3年から5年の長期契約を1 / 3 ずつ 3回に分けてというご提案だった。方向性としてはいいかもしれないが、このように決めてしまうということについて、何となく違和感を持った。もっと積極的に進める事業者がいる場合、それは逆に認めるというか、もっと早く実現できるということもあるのかなと思った。

# (参考) 第63回小委員会 (2023年6月27日) 意見概要 (続き)

## ● : 大橋委員

- 再エネが拡大する中で自由化における最適化が必ずしも長期卸や長期契約につながらず、電源投資や資源確保のインセンティブに影響を与えるというのは本質的な問題だと思っており、数年前から学術的にも各国悩んでいるということは報告されていると思う。その点で日本も仲間入りしたということかと思う。困り込みを許すということは、反競争的な行為でもあるので、そのままでは認めがたいというのはご指摘のとおりだと思うが、アンケート調査にあるように、大手の新電力なりが長期契約を希望しているということが、将来もそうした希望が維持され続けるのかというのは不透明だと思う。
- その上で、条件を解除するという話だが、これは仮にエリアから電源が流れたという場合に、その分だけ当該エリアに戻ってくるとは必ずしも限らない。また、電源の差し替えをするような事業者もいるはずだとすると、エリアの需給逼迫が起こる可能性が高まるという懸念がないわけではないと思う。他方で、仮にそうした需給逼迫が起きるような懸念については、既に、逼迫に備えた電源や、あるいはLNGの余力管理の体制などの議論しているのでも、そうしたことは未然に防げるということもあるのかもしれない。結果として、電源確保が安くできているということは、これはいつかしっかり検証されるべきことなのかと思う。

## ● : 松村委員

- 事務局の提案は合理的だと思うので支持。卸契約上の制約について、徐々に解除していくという方針も合理的。何が起こるのか分からないということで、少しずつ進めていくというのは、その副次的な効果も含めて合理的だと思うので、この方向で進め、もし本当に問題が顕在化するというのであれば止めるということもあるのかもしれないが、この方針で進めていただければと思う。
- ただ、まず第一に、卸事業者がこのような制約をかけるというのに対して、制

約を加えるのかどうかという、そういう議論をしているのに、このような制約があると、社会的に見てどういう意味があるかと、そういう議論をしている。むしろ制約があったほうがいろんな意味でよいということもあり得るのではないかなどというような議論するのだとすれば、それは事業者がそのような制約はつけないけれど、広域的な目的からそのような制約をすべきだという、本来はそういう議論になるはずなのだけれど、もちろんそんなばかげた議論というのはしていない。そうすると、広域的な目的ということを行っている意味が何なのかというのがいま一つ、理解できない。

- 二番目に、電気の流れということ随分強調されているが、今もスポットマーケットの断面では、連系線が開いている限り、価格が同じになるまで流れる。したがって、電気の流れというのは、相対契約で前もって流れることがある種確定するということ仮にあらうがなかろうが、価格差がある限り流れる。連系線の制約を上限とする。連系線の制約が上限となれば、それは相対契約の段階でどのような制約があらうと、そこで詰まって、それ以上は流れないということになる。つまり、エリアの制限等と言うようなときに、その電気の流れというのでは、既にスポット市場では価格が均衡するか、あるいは連系線の制約がヒットするまでは流れているということをちゃんと理解した上での議論なのかということももう一度、よくよく考える必要がある。
- さらに、広域的な目的があるのだとすると、政府が積極的にそういう制約をつけるということは原理的にはあり得るが、制約を課さないほうが高く売れるのにもかかわらず、そもそもなぜ卸事業者が制約を課しているのか。これは、カルテル等の意思があるのではないかという目で常に外からは見られ得るのだということは事業者は十分認識していただきたい。もちろん、連系線の制約等があって、そういう人は買わないというのも、100%クリアな説明だと思うが、制約なんか必要ないということになる。なぜそんな制約を、わざわざカルテルが疑われるような制約を課すんだらうかということ、もう一度、事業者も、もし今後も課し続けるとするならば、よくよく考えていただければと思う。

# (参考) 第63回小委員会 (2023年6月27日) 意見概要 (続き)

- : 新川オブザーバー
  - ・ 制度設計専門会合において、転売禁止や応札可能量の制限に関しても議論が行われ、実質的に社内に有利な条件となっている場合は、内外無差別の観点からも問題であり、見直しをすることが望ましいと評価をしているところ。したがって、そのような条件の解除を段階的に求めている本小委員会の方向性についても賛同。また、本小委員会のご意見等も参考にしながら、電力・ガス取引監視等委員会として長期契約の内外無差別に関する中長期的な評価方針についても検討していきたい。今後、段階的に条件解除や長期契約の販売が進んでいくに当たっては、当委員会としても取引方法、内容等のフォローアップをタイムリーに行いたい。
- : 小鶴オブザーバー代理
  - ・ 信用力について、幅広い購入機会が重要との観点から、最低購入単位の引下げや信用担保方法の種類拡大などを例示しているが、こうした条件などの緩和により、卸取引が活性化することは大いに賛成。一方で、これまでの内外無差別の議論と重複するが、長期卸の販売条件の解除については、その条件の必要性の有無の検証に加えて、そこで示されている販売量というのが長期卸に関わる販売量だけで、発電事業者の卸供給の一部ないしは限定的な量だけであれば、商用の目的に合致しないことになるので、全体の販売量が内外無差別な取引の対象となっているかといった点も考えていただきたい。
- : 佐々木オブザーバー
  - ・ 長期卸の促進に向けた対応について、発電事業者・小売電気事業者ごとに本来望ましいポートフォリオには差があるという点や、事業者の電源構成や市況等によって、望ましい長期の卸売量は変わり得るという点を踏まえつつ、段階的に長期卸を促す仕組みを検討してもらったと認識している。旧一般電気事業者としても、小売電気事業者・発電事業者それぞれの視点から、より安定的なポートフォリオの実現に向けて検討を進めたい。

## (参考) 電気事業者に対する指示等

- 2023年7月14日付で、経済産業省は、電気事業法第2条の17第1項の規定に基づき、関西電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社及び九電みらいエナジー株式会社に対して業務改善命令を実施。
- 併せて、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社及び株式会社JERAに対して**電気事業の健全な発達を実現するための対応についての指示**を、電気事業連合会に対してその活動の在り方についての指導を実施。

### (参考) 電気事業の健全な発達を実現するための対応についての主な指示

以下の検討と報告。

1. 内外無差別な卸取引の強化及びこれを通じた短期から長期まで多様な期間・相手方との安定的な電力取引関係の構築
2. 魅力的で安定的な料金・サービスの更なる選択肢の拡大

(参考) 経済産業省ニュースリリース (2023年7月14日) 「電気事業者に対して業務改善命令等を行いました」  
<https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230714004/20230714004.html>

## 各社の回答について

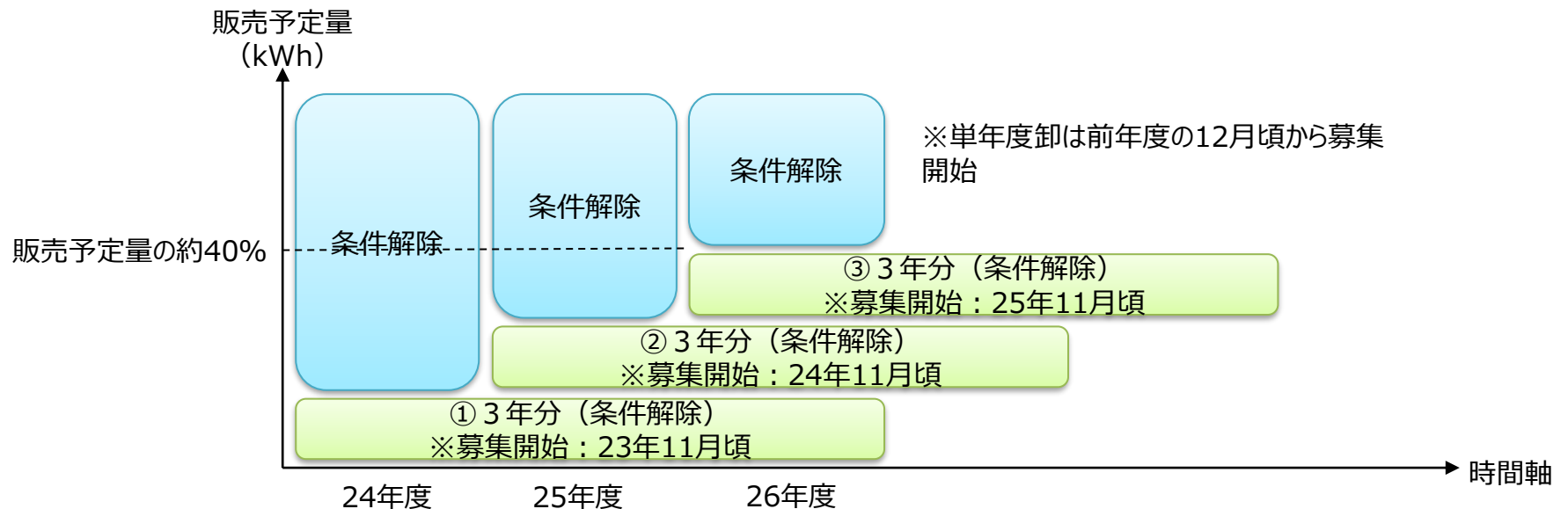
- 次ページ以降に各社の回答を列挙。
- **各社の回答は現時点での各社の想定**であり、実際に卸売の募集等がなされるときは、その時の市況や電源の稼働状況、小売電気事業者のニーズなどを踏まえて、**本資料の回答とは異なる形での卸売となる可能性**がある。そのため、各社の電力の購入希望者は、各社が正式な募集情報を公開したタイミングで詳細をよく御確認されたい。



# 北海道電力

※記載は現時点での想定であり、今後、変更となる可能性がある。

	長期卸	単年度卸
契約期間	3年	
販売方法	入札（ブローカー）	ブローカー／相対交渉
販売パターン	ベース	ベース／ミドル／ピーク／変動数量契約
料金形態	・二部料金（基本料金+従量料金）または一部料金 ・燃調付（フォーミュラについて詳細検討中）	・一部料金 ・燃調付（フォーミュラについて詳細検討中）／燃調無
転売禁止	解除	解除
購入（応札）可能量の制限	解除	解除
エリア外への供給の制限	解除	解除
募集開始タイミング	前年度の11月頃	前年度の12月頃

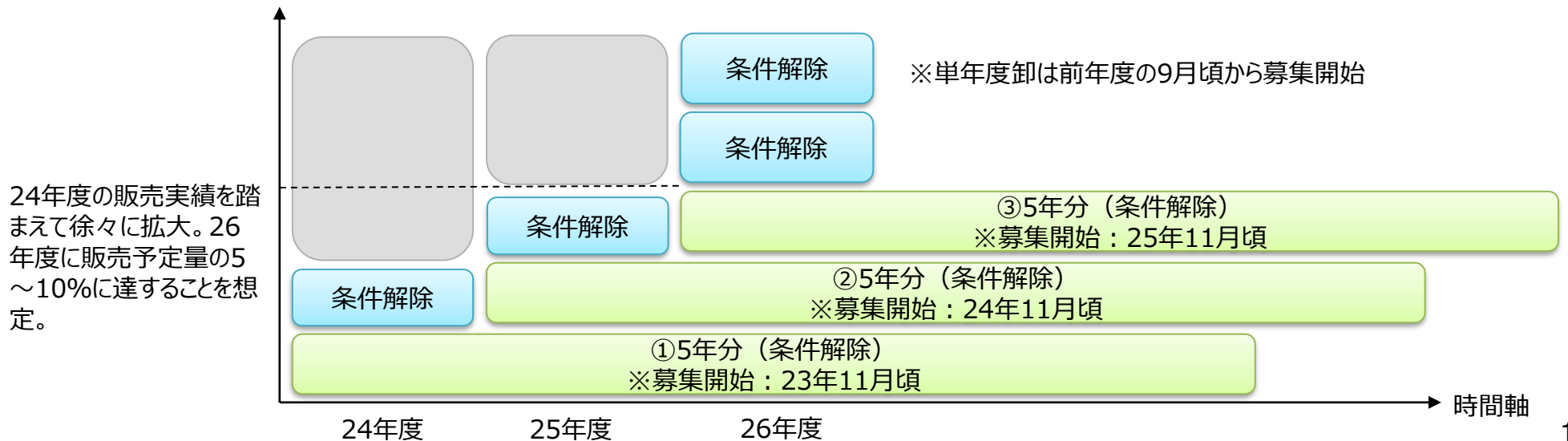


# 東北電力

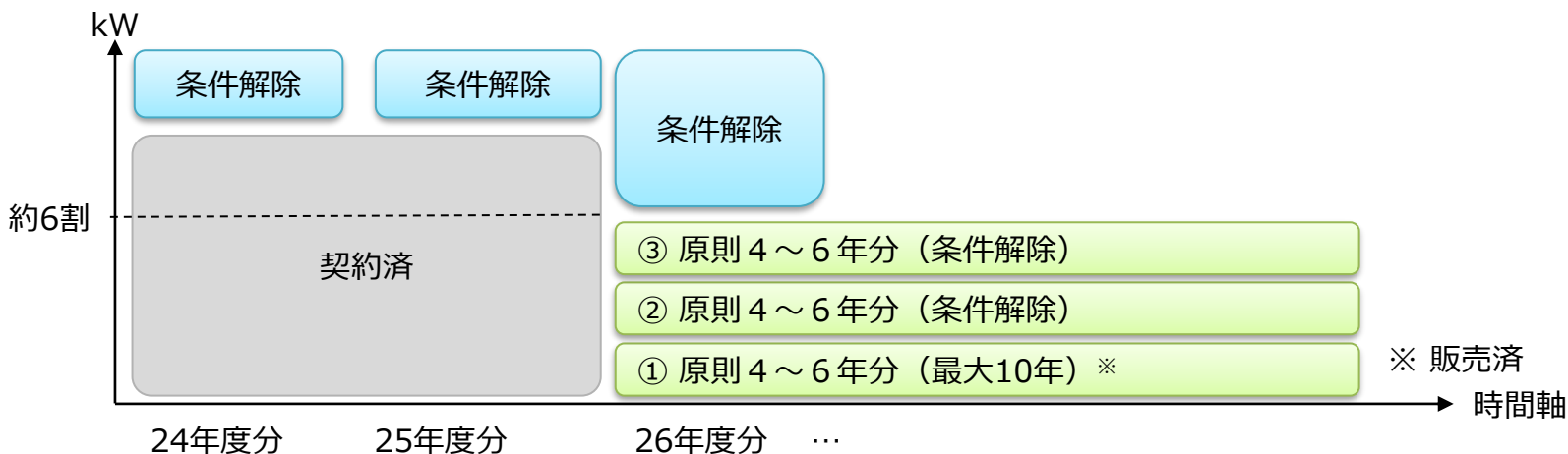
※記載は現時点での想定であり、今後、変更となる可能性がある。

	長期卸	単年度卸
契約期間	5年	
販売方法	価格を提示したうえで希望者を募集	自社独自の入札
販売パターン	ベース	ベース/ミドル/変動数量契約
料金形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二部料金（基本料金+従量料金）</li> <li>・燃調付（貿易統計ベース）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二部料金（基本料金+従量料金）</li> <li>・燃調付（貿易統計ベース/その他）</li> </ul>
転売禁止	解除	解除
購入（応札）可能量の制限	解除	すでに一部商品では購入可能量の制限なしでの販売を実施済み。 今後の卸売の状況を勘案しつつ、26年度までに解除する。
エリア外への供給の制限	解除	解除
募集開始タイミング	前年度の11月頃	前年度の9月頃

販売予定量

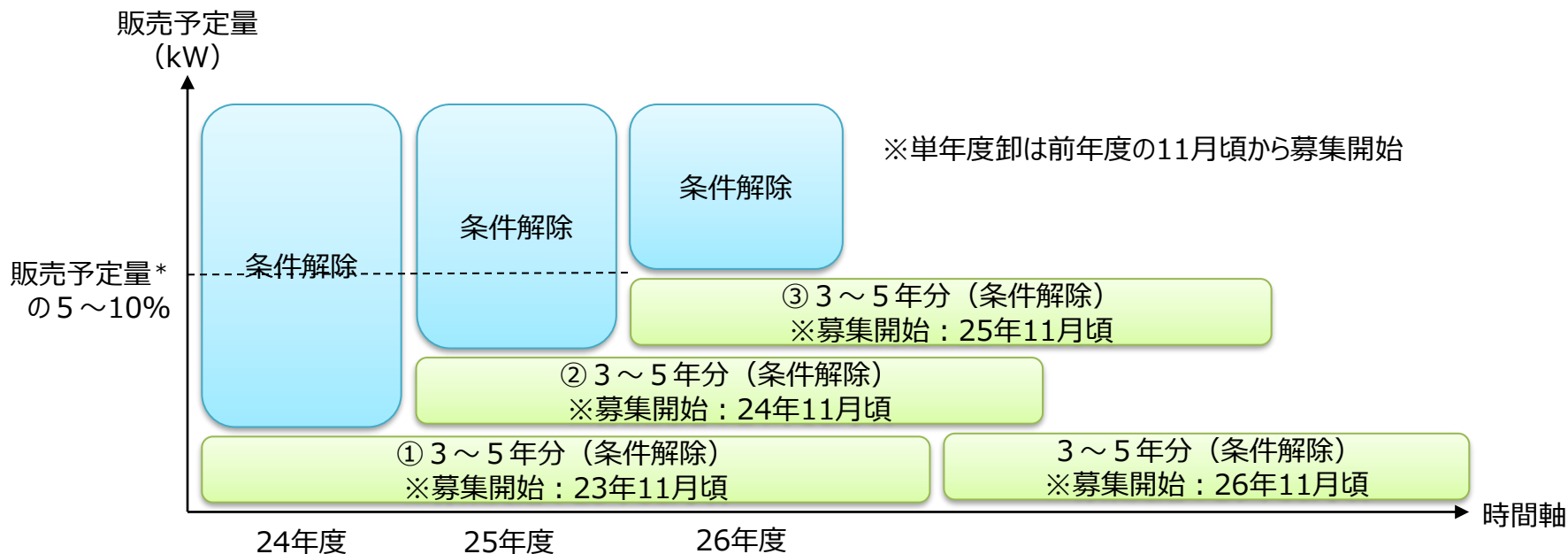


	長期卸	単年度卸
供給期間	4～6年（7年以上も協議可能）	
販売方法	入札	入札／ブローカー
販売パターン	ベース	ベース／ミドル
料金形態	・二部料金（基本料金+従量料金） ・燃調付（貿易統計／その他（ガス／石炭の調達における参照指標））	・二部料金（基本料金+従量料金） ・燃調付（JKM等）
転売禁止	解除	解除
購入（応札）可能量の制限	2023年度第2回販売（2026年度供給開始分）から解除	解除
エリア外への供給の制限	解除	解除
募集開始タイミング	実需給開始年度の3～4年前 （2026年度を供給開始とする分については、2023年度中に実施予定）	実需給前年度に実施 （参考：2023年度分については入札方式を2022年12月、ブローカー方式を2023年3月に実施）



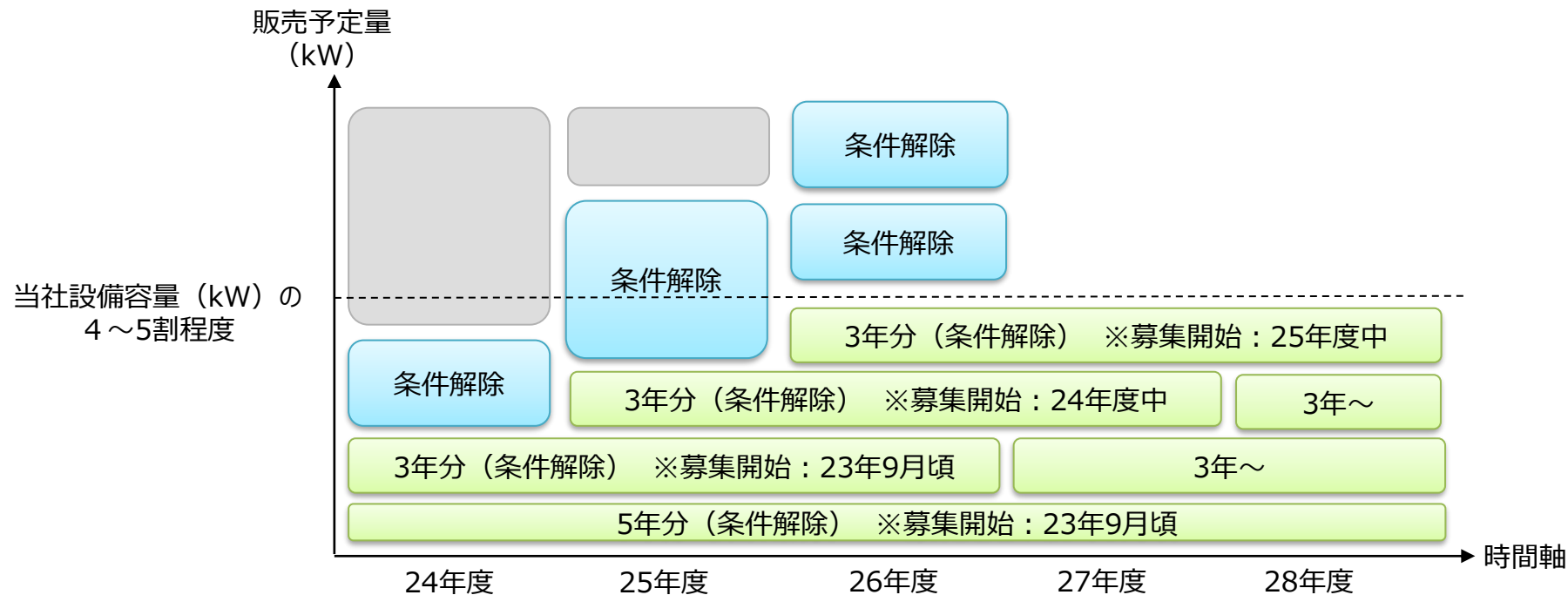
※資源エネルギー庁注：東電HD・RPや中部HDと比較すると、エリアにおけるJERAの販売量は大宗を占めており、JERAの回答のみ記載。

	長期卸	単年度卸
契約期間	3年～5年	
販売方法	相対交渉	相対交渉
販売パターン	ベース/ミドルを基本に協議により決定	ベース/ミドルを基本に協議により決定
料金形態	・二部料金（基本料金+従量料金）／一部料金 ・燃調付（貿易統計ベース/その他）	・二部料金（基本料金+従量料金）／一部料金 ・燃調付（貿易統計ベース/その他）
転売禁止	解除	解除
購入（応札）可能量の制限	解除	解除
エリア外への供給の制限	解除	解除
募集開始タイミング	前年度の11月頃	前年度の11月頃



\* 足元の供給力(石油火力除く)を前提とした値

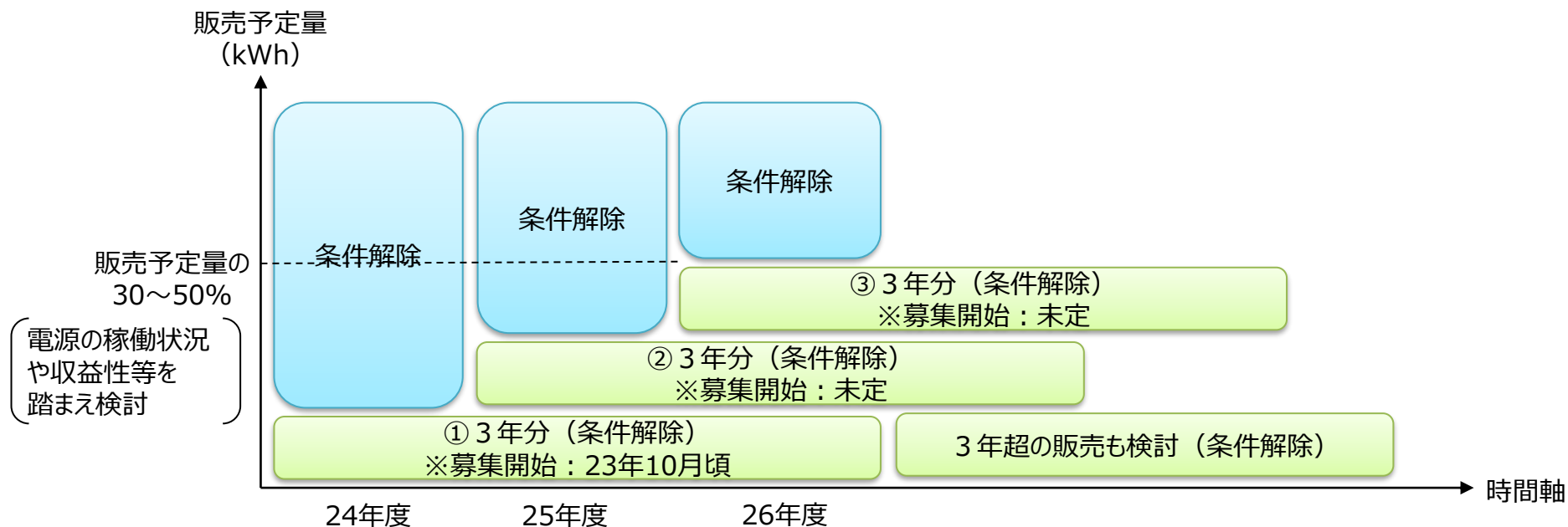
	長期卸	単年度卸
契約期間	3～5年程度	
販売方法	当社からの定額提示による応募方式または入札方式	当社からの定額提示による応募方式または入札方式
販売パターン	ベース/ミドル	事業者の希望パターン
料金形態	二部料金（基本料金+従量料金）+燃調	一部または二部料金+燃調
転売禁止	解除	段階的に解除（1/3ずつ）
購入（応札）可能量の制限	解除	段階的に解除（1/3ずつ）
エリア外への供給の制限	解除	解除
募集開始タイミング	24年度については23年9月頃を予定 25年度以降は前年度中に販売予定	秋以降に予定



# 中国電力

※記載は現時点での想定であり、今後、変更となる可能性がある。

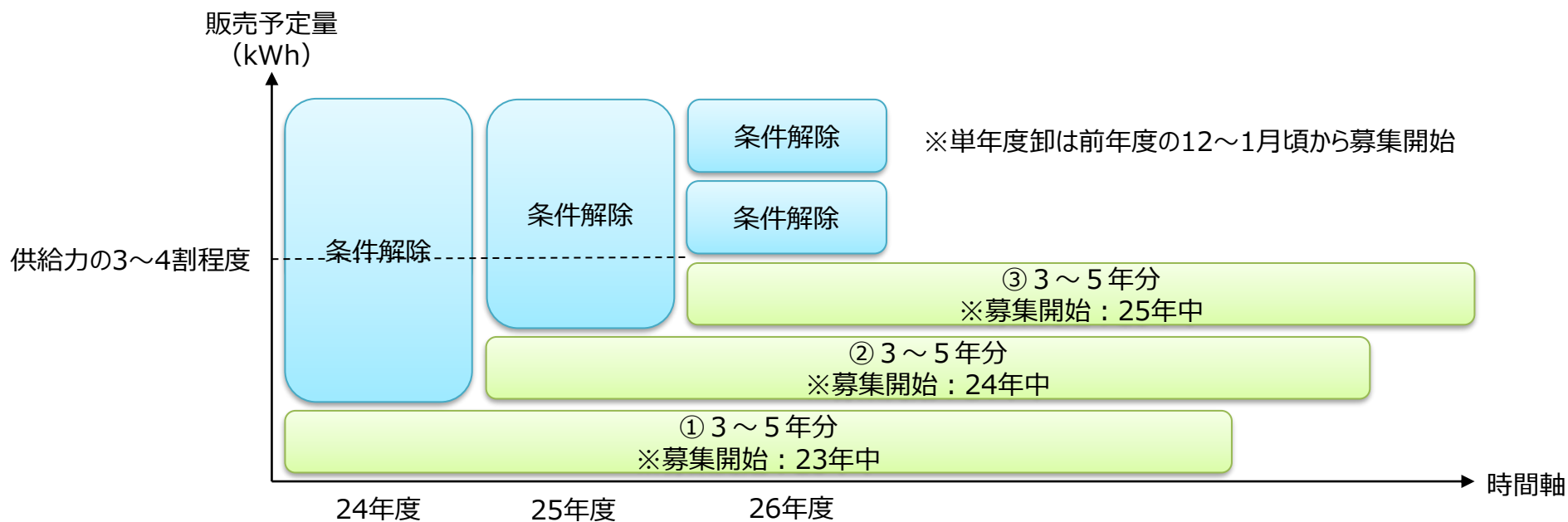
	長期卸	単年度卸
契約期間	3年	
販売方法	相対交渉	相対交渉または入札
販売パターン	ベース/ミドルを原則として事業者との協議により決定	ベース/ミドル/変動数量契約
料金形態	・一部料金 ・燃調付（貿易統計ベース）	・一部料金 ・燃調付（貿易統計ベース）
転売禁止	解除	解除
購入（応札）可能量の制限	解除	解除
エリア外への供給の制限	解除	解除
募集開始タイミング	24年度販売分は23年10月頃 （25年度販売分以降の募集は未定）	24年度販売分は23年11月頃、24年1月頃 （25年度販売分以降の募集は未定）



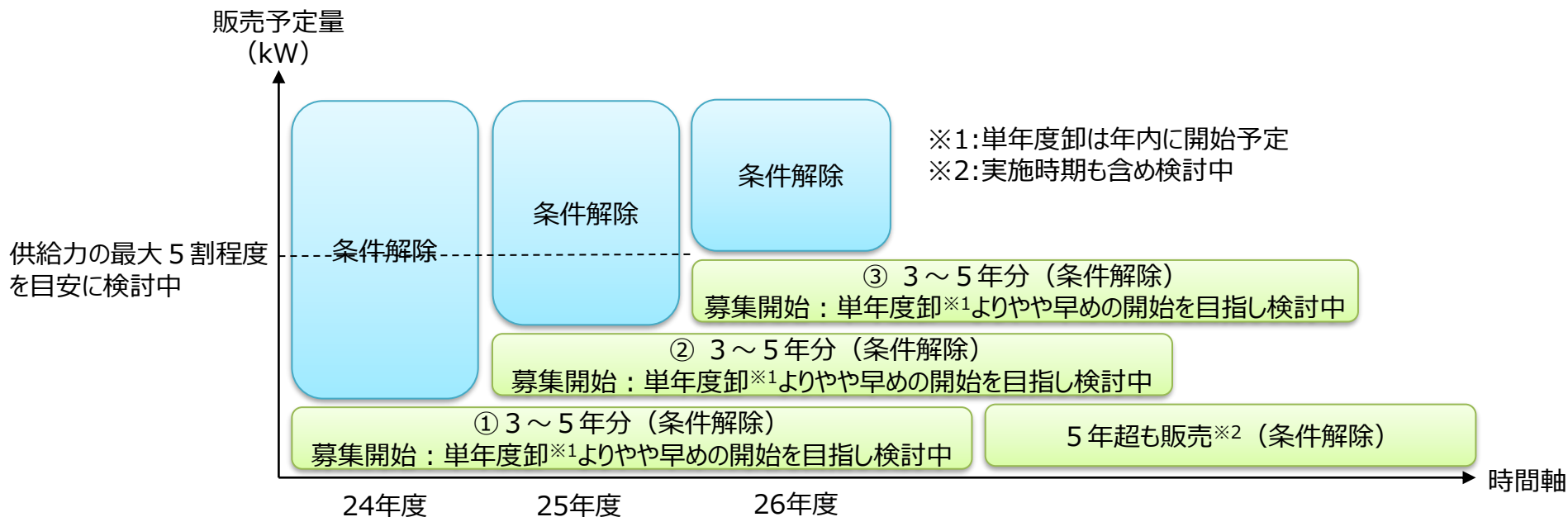
# 四国電力

※記載は現時点での想定であり、今後、変更となる可能性がある。

	長期卸	単年度卸
契約期間	3年～5年程度	
販売方法	公募による相対交渉	公募による相対交渉
販売パターン	ベース/ミドル/変動数量契約等の複数パターンを準備	ベース/ミドル/変動数量契約を標準メニューとして公表した上で、標準メニュー外の事業者が希望するパターンでも受付
料金形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二部料金制（基本料金+従量料金）</li> <li>・燃調付（貿易統計ベース）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部料金制</li> <li>・燃調付（貿易統計ベース）</li> </ul>
転売禁止	解除	解除
購入（応札）可能量の制限	解除	解除
エリア外への供給の制限	解除	解除
募集開始タイミング	年内目途	前年度の12～1月頃に募集、受付を実施予定



	長期卸	単年度卸
契約期間	3～5年分、5年超	
販売方法	相対交渉や入札等	23年度分の販売同様に公募等を通じた相対交渉を基本
販売パターン	ベースやミドル等	23年度分の販売同様に、買い手のニーズに柔軟に対応予定
料金形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二部料金・一部料金</li> <li>・燃調付（貿易統計ベース）料金を基本とし、長期卸期間中の費用変動等を反映するスキーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二部料金・一部料金</li> <li>・燃調付（貿易統計ベース）料金が基本</li> </ul>
転売禁止	解除	解除
購入（応札）可能量の制限	解除	解除
エリア外への供給の制限	解除	解除
募集開始タイミング	単年度卸よりやや早めの開始を目指し検討中	23年度分の販売同様に年内に開始予定

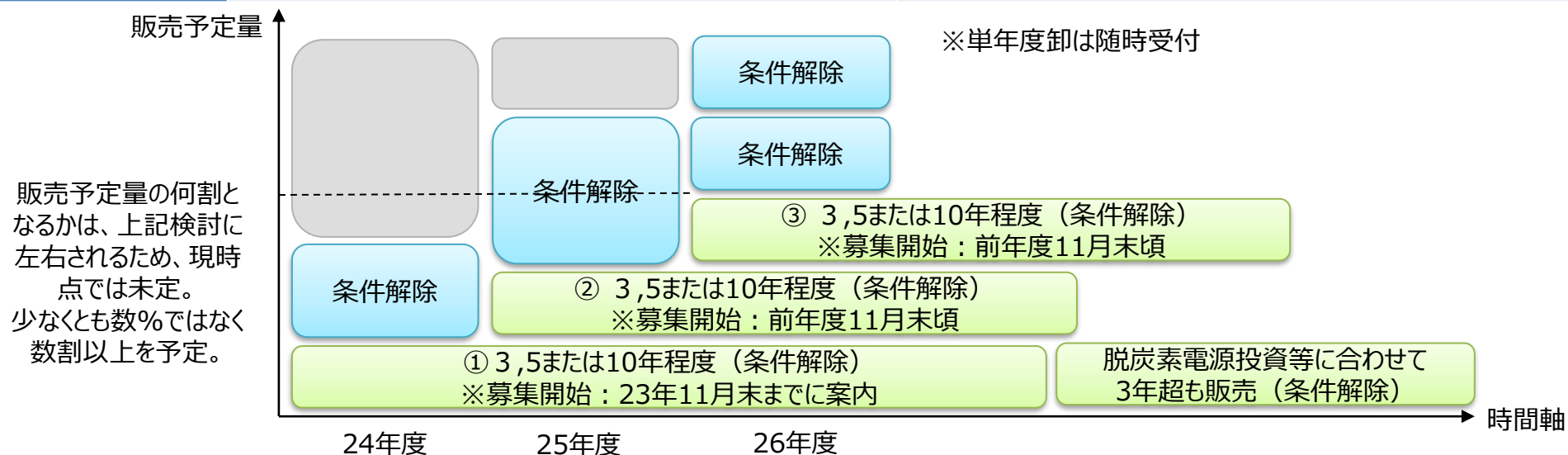




# 沖縄電力

※記載は現時点での想定であり、今後、変更となる可能性がある。

	長期卸	単年度卸
契約期間	3,5または10年程度	
販売方法	予め設定した二部料金単価を提示するメニュー制など	同左のメニュー制 - 商品A（基本料金高めのベース・ミドル需要向き）、商品B（基本料金低めのミドル・ピーク需要向き）
販売パターン	ベースもしくは変動数量契約など	変動数量契約
料金形態	・二部料金（基本料金+従量料金）または一部料金など 販売パターンに合わせて設定 ・燃調付（貿易統計ベース）を基本	・二部料金（基本料金+従量料金） ・燃調付（貿易統計ベース）
転売禁止	解除	段階的に解除（商品Bからの解除を検討中。以降、解除後の影響等を確認しつつ拡大していく）
購入（応札）可能量の制限	解除	（補足）当社卸メニューは、獲得需要に応じて随時増量受付していると共に、余剰分は通告変更可となっており、条件付きであっても、柔軟な調達が可能なものになっている。
エリア外への供給の制限	独立系統のため該当なし	独立系統のため該当なし
募集開始タイミング	前年度の11月末までに案内	随時受付（供給開始希望の1ヶ月前までに申込）



## 今後の進め方について

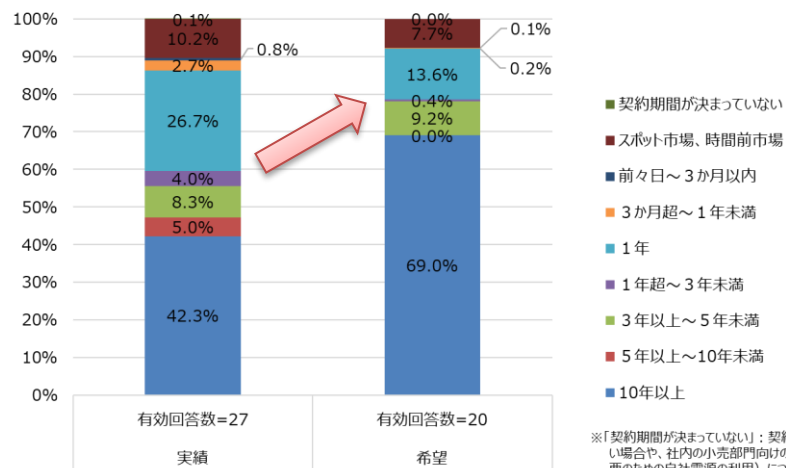
- 本日の小委では、前ページまでのとおり、各社の卸売の方針について、提示・報告を行った。今後、より具体的な募集情報などが各社から提示されることになるが、旧一般電気事業者のみならず、他の発電事業者や小売電気事業者（新電力）においても、**こういった応募情報をよく確認し、長期と短期をうまく組み合わせた安定的・競争的な販売・調達ポートフォリオを構築することが肝要ではないか**。次回以降の小委員会においても、必要に応じ、各社の卸売の進捗を御紹介したい。
- また、ばらつきはあるものの、各社概ね3～5年程度の期間で段階的に販売する形を取っている。一方、過去のアンケート（※）の結果を踏まえると、発電事業者・小売電気事業者双方において、一定程度は10年以上の契約を希望していたり、小売電気事業者においても電源の保有等の希望がうかがえるところ。本資料で示した各社の卸売の動向も踏まえつつ、**今後も引き続きより長期の卸のあり方も含め、議論が必要か**。  
（※）2023年2月14日から同年3月17日に実施した「競争と安定を両立する市場・取引環境の整備のためのアンケート調査」のこと（アンケート内容や結果は第62回小委員会（2023年5月30日）の資料5-1、5-2を参照）。
- なお、一連の不正事案を受け、発販分離をすべきではないかという指摘もあるが、小売電気事業の競争環境整備のために重要なことは、これまで議論してきた通り、内外無差別な卸売を前提に長期も含めたポートフォリオの構築を行うことができるかであり、まずは、**前ページまでの各社の卸売を促進していくことが肝要なのではないか**。なお、事業者の判断として、組織形態を変化させることについては、妨げるものではない。

# (参考) 発電事業者の販売に関する契約期間の希望

第60回電力・ガス基本政策小委員会  
(2023年3月29日) 資料6-1より抜粋

## (2) 小売電気事業者等への卸売りに関する全体像 (電気の販売先)

- 2021年度の契約期間別契約実績 (kWhベース) と希望のポートフォリオの比較について、**各社の回答を単純平均した結果は以下のとおり**。発電事業者はより長期の契約を望んでいることが分かる。

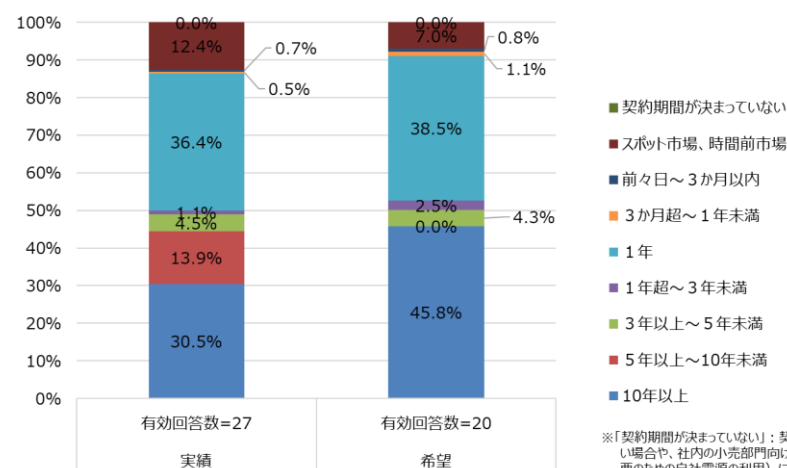


※「契約期間が決まっていない」：契約期間が明確でない場合や、社内の小売部門向けの卸売り（自社需要のための自社電源の利用）について、社内での取引契約期間が明示されていない場合。

10

## (2) 小売電気事業者等への卸売りに関する全体像 (電気の販売先)

- 2021年度の契約期間別契約実績 (kWhベース) と希望のポートフォリオの比較について、**各社の回答を各社の2021年度の発電実績 (kWhベース) で加重平均した結果は以下のとおり**。



※「契約期間が決まっていない」：契約期間が明確でない場合や、社内の小売部門向けの卸売り（自社需要のための自社電源の利用）について、社内での取引契約期間が明示されていない場合。

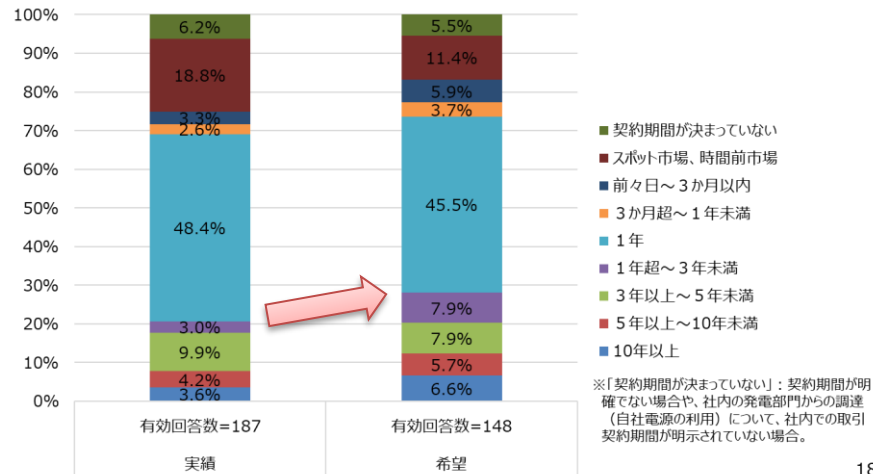
11

# (参考) 小売電気事業者の調達に関する契約期間の希望

第60回電力・ガス基本政策小委員会  
(2023年3月29日) 資料6-1より抜粋

## (2) 電気の調達に関する全体像 (2) - 1 : 電気の調達先

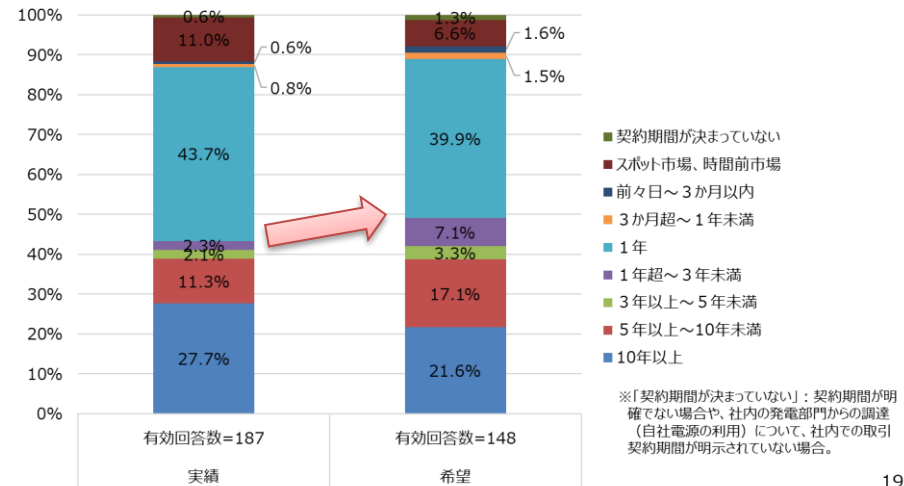
- 2021年度の契約期間別契約実績 (kWhベース) と希望のポートフォリオの比較について、**各社の回答を単純平均**した結果は以下のとおり。現在の契約よりはやや長期の契約を望んでいることが分かる。



18

## (2) 電気の調達に関する全体像 (2) - 1 : 電気の調達先

- 2021年度の契約期間別契約実績 (kWhベース) と希望のポートフォリオの比較について、**各社の回答を各社の2021年度の需要実績 (kWhベース) で加重平均**した結果は以下のとおり。

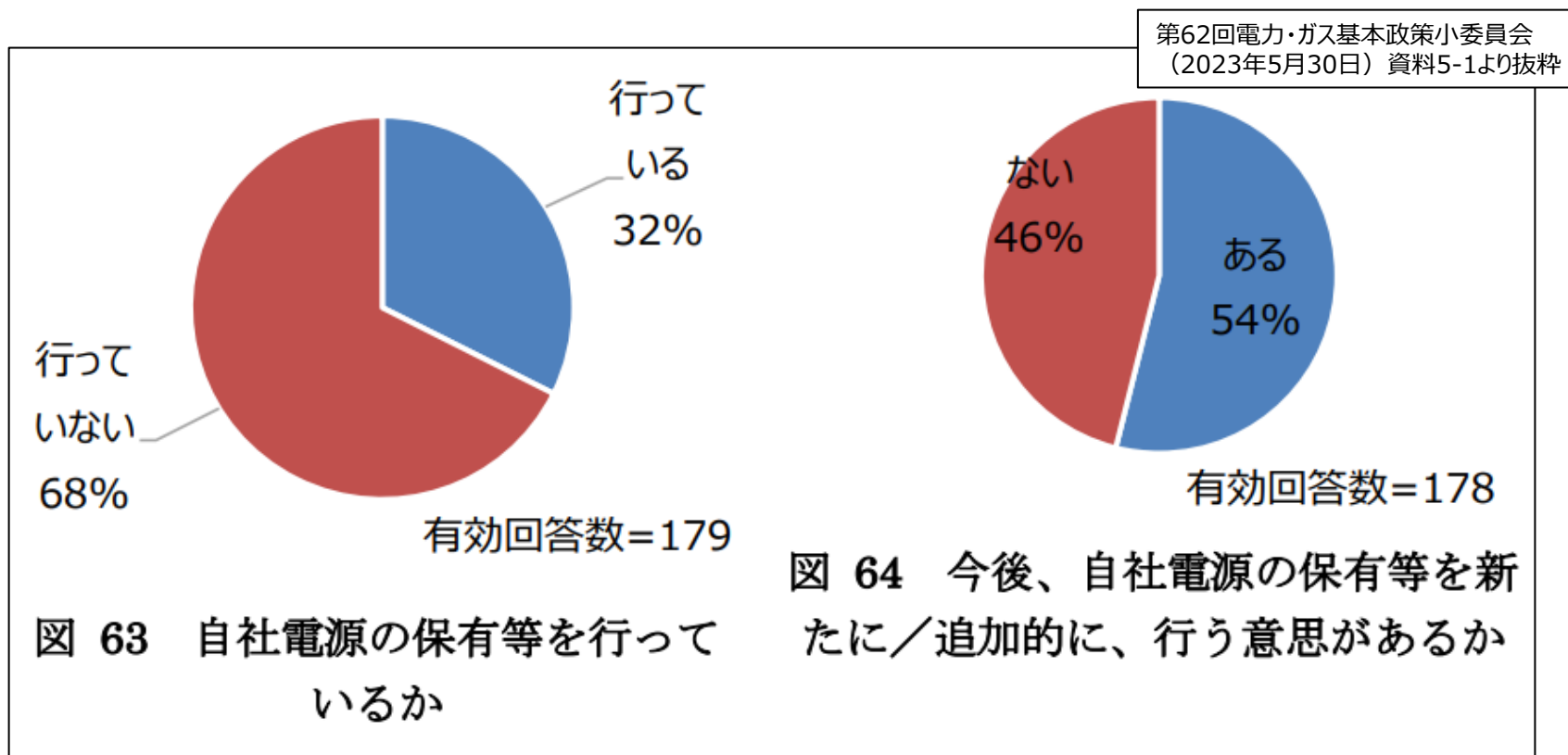


19

## (参考) 小売電気事業者の電源の保有等の希望

- 自社電源の保有等（※）の実績と新たに／追加的に保有等を行う意思があるかどうかについては、以下のとおりである。

（※） 自社電源を単独で保有するだけでなく、特別目的会社（SPC）を設立し、出資を行ったり、発電事業者と長期的なオフイク契約を締結することにより、発電事業の投資回収のリスクを一部負う契約についても含む。



# (参考) 小売電気事業者の電源の保有等の希望 (続き)

- また、自社電源の保有等を新たに／追加的にする場合、保有等をしたい電源種については、以下のとおりである。

